

令和元年度 藤岡市 人・農地プラン 鬼石中山間地域

市 町 村 名	藤岡市	集 落 / 地 域 名	鬼石・三波川・譲原・保美濃山・坂原地区
当 初 作 成 年 月 日	平成24年10月	分 割 作 成 年 月 日	平成29年 2月
更 新 年 月 日 (1 回 目)	平成30年 3月	更 新 年 月 日 (2 回 目)	平成31年 3月
更 新 年 月 日 (3 回 目)	令和 2年 3月	更 新 年 月 日 (4 回 目)	令和 年 月
更 新 年 月 日 (5 回 目)	令和 年 月	更 新 年 月 日 (6 回 目)	令和 年 月
更 新 年 月 日 (7 回 目)	令和 年 月	更 新 年 月 日 (8 回 目)	令和 年 月

1. 今後の地域の中心となる経営体（担い手）

No.	個人コード	属性	経営体 (氏名)	経営者等の年齢	構成員数	後継者の有無	現状 [令和元年度]		計画 [令和6年度]		農地中間管理事業利用希望の有無	今後の取組内容	取組年度	今後活用が見込まれる施策等					備考
							経営内容 (作目等)	経営規模 (ha・頭羽数)	経営内容 (作目等)	経営規模 (ha・頭羽数)				農業次世代人材投資事業	金利軽減措置	経営体育成支援事業	その他国庫事業	その他県単補助事業	
1	161	1 認農・個人	EM	66 歳	3 名	×	施設野菜 (有機)	0.59 ha	施設野菜 (有機)	1.00 ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	○	
2	164	1 認農・個人	EP	71 歳	2 名	×	露地野菜 茸類	1.61 ha	露地野菜 茸類	1.70 ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	○	
3	207	7 認就	GG	41 歳	1 名	×	露地野菜	0.30 ha	露地野菜	0.60 ha	×	1 新規就農	29	○	×	○	○	○	

【記載上の注意】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化、後継者の育成など、地域農業の発展を牽引する経営体や、将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を経営体の意向も踏まえた上で記載する。
- ※ 「属性」には、認定農業者は「認農」と記載し、個人・法人の別、共同経営者・後継者の別等を記載。また、農事組合法人は「農事」、集落営農組織は「集営」、認定新規就農者は「認就」、就農後に認定農業者を目指してもらう者を「育成対象」と記載。年齢等により認定農業者の更新を行わなかったが、今後技術の承継を行うであろう者を「目標達成」と記載。
- ※ 「計画」欄は、おおむね5年後の経営内容・経営規模を記載（以下「計画」欄についても同じ）。
- ※ 「今後の取組内容」欄は、経営の維持・発展のために今後取組もうとする内容を記載。
- ※ 「取組年度」欄は、取組開始年度を記載するが、以前より既に取り組んでいる内容については「既」と記載する。

2. 1 から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている

/

担い手はあるが十分ではない

/

担い手がない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する		中心経営体が極めて少なく、今後農業を担うであろう後継者もほとんどいない状況。中心経営体も山間部ではなく、県外の平野部へ出耕作している状況にあり、集積も困難な状況にある。 林野部と農地が極めて近い位置にあり、野生鳥獣による被害が多い地域でもある。 今後の農業のあり方としては、生きがいとしての農業を継続し、耕作地の維持を行っていく。
担い手の分散錯圃を解消する		
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する		
耕作放棄地を解消する		
その他[右欄に記載]	○	

4. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	農地については、ほとんどが山間部の中腹に集中しており、農地中間管理事業の活用はあまり期待できない状況にある。 貸し手希望がないわけではないが、借り手がほとんどいない。 不在地主や市内でも離れた地区に居住している例が多く、管理ができない状態にあるが、公的支援が当てはまらない場合が多い。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に記載]	○	

5. 地域の標準賃料について

標準賃料については、田は水利費+税+管理費で計算するのが望ましい。田では10,000円/10aで借りているという農家もいた。隣接している神川町では4,000円/10aで借りられるという意見もあった。

6. 近い将来、農地の出し手となる者と農地

No.	個人 コード	農地の出し手となる 農業者	地区別	現状 [令和元年度]			貸借対象 農地面積	今後 [令和6年度]	農地中間管理機構への貸付等の有無		備考
				所有農地面積	経営農地面積	貸付済農地面積		経営農地面積	農地面積	貸付 時期	
		該当なし		ha	ha	ha	ha	ha		ha	

7. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者も含めて）		
取組事項	対応	コメント
生產品目の明確化	○	<p>野生鳥獣により農作物被害が非常に多発しており、農業従事者の耕作意欲を削ぐ原因となっている。被害状況は広範囲に及ぶため、電柵等の防護措置では防ぎきれない状況になっており、対応の緊急性は非常に高い。</p> <p>耕作放棄地化を防ぐための管理を行うとともに、鳥獣被害にあい難い作目への転換も重要だが、自家用農作物の作付けがほとんどであり、現実的には難しい。</p> <p>一方で山村特有の環境を活かした農業形態については、比較的実行可能と考えられ、森林整備計画や山村振興施策と併せた環境整備を行なう必要がある。</p>
複合化		
6次産業化		
高付加価値化	○	
新規就農の促進	○	
その他[]		

8. 今後の地域維持のあり方

野生鳥獣被害への対策が最も緊急性の高いものである。被害による農業従事者の耕作意欲の低下から荒廃農地の増加、野生鳥獣被害の拡大…と、悪循環が発生している。この悪循環を断ち切るために、有害鳥獣の捕獲や緩衝帯の設置、防護柵の設置等の対策を進めていく必要がある。しかし、農業振興区域内農用地に指定できる集団的な農用地が存在せず、また自家消費用の農作物の栽培が主であるため、農政関係の施策や事業が対象とならない場合が多い。林政部門や山村振興対策などの施策を利用しながら、野生鳥獣による被害の減少に努めていく。

当該地域は山間地域のため、人口の減少幅が大きい地域でもある。人口減少は農業従事者人口の減少と高齢化を招いており、耕作地のほとんどが山間部の中腹に位置しているため小規模の農地が多く、地区外からの参入も期待できない。しかし比較的地域コミュニティが維持されており、地域環境の維持のため地域コミュニティの活用が重要となっている。

※ 今後、農地を含め地域の維持をおこなうため、地域の話し合いにより判明した問題点・地域維持のあり方をまとめる。